事業所指定関係各種届出の電子申請への移行について

~電子申請・届出システムについて~ 小美玉市 福祉部 介護福祉課

電子申請・届出システム整備の背景・目的

- ●・デジタル手続法において、地方公共団体の手続きについて電子化のシステム等を国が支援することとされており「電子申請・届出システム」もその支援のひとつとして行われるもの。
- ・デジタル3原則のもと、地方公共団体の行政手続についても、オンライン化が 努力義務とされている。
- ●・デジタル技術を活用し、いつでも、どこでも、簡便に行政手続を行うようにする。
- ●・厚生労働省の「電子申請・届出システム」を利用して、令和7年度末(令和8年3月31日)までに全ての地方公共団体で電子申請・届出システムを利用開始することとされている。

電子申請・届出システムについて

令和4年下半期より、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める 介護事業所や施設の指定申請や各種届出のシステム利用(WEB入力)の運用開始 ※令和7年度までに、全ての指定権者(1,788団体)において利用開始・システム利用の原則化 地方公共団体 介護サービス事業所 ● 台帳登録 ● 新規指定申請 (データ連携による負担軽減) 更新申請 台帳管理システム ● 変更届 【結果通知】 【申請・届出】 【結果受領】 受付完了 WEBフォーム 受付完了 【申請受領】 差し戻し 等 ファイル添付 差し戻し 等 行政ネットワーク インターネット 回線 回線 地方公共団体向け 事業所向け 申請・届出受付機能 申請・届出受付機能 前回申請情報・事業所基本情報を自動入力し、 「電子申請・届出システム」 必要箇所のみ修正するといった入力負荷軽減

電子申請・届出システムの機能 (介護サービス情報公表システムの拡張)

「介護サービス情報公表システム」をベースに以下のような 機能改修を行い同システムのサブシステムとして「電子申請・届出システム」を開発

機能	概要
①GビズID によるログイン	介護サービス事業所が「GビズID」を用いて指定申請機能にログインできる ※GビズID・・・行政手続等において手続を行う法人等を認証するための仕組み (法人・個人事業主向け共通認証システム)
②申請・添付ファイルの提出	介護サービス事業所は、オンラインにより新規指定申請、変更届出、更新申請等について、必要な項目を入力、またファイルをアップロードし、提出することができる。その他、以下を行うことができる。 ● 提出した申請・届出の様式一式をダウンロードし、印刷する ● 加算の届出等について、添付書類としてアップロードして提出する ● 提出した申請・届出の受付状況を申請一覧上で確認する ● 新たな申請・届出を行う際には、前回の申請情報に基づいて入力内容がプリセット表示される
③提出通知	事業所からの申請・届出等の提出を指定権者に通知する。 指定権者は提出された申請・届出の様式等一式を画面にて確認する。 ダウンロードや印刷が可能であり指定権者の運用に合わせて次のプロセスに進めることができる。
④事業所台帳管理システムへの 入力連携	事業所から提出された申請・届出等について、電子申請・届出システムから、システム的なデータ連携や、ファイルダウンロード形式など、簡便なデータ連携を行い各指定権者がもつ事業所台帳管理システムへ取り込むことができる。
⑤受付完了・差戻し通知	指定権者は介護サービス事業所の提出した申請・届出等の内容に不備がないことを確認し、介護サービス事業所へ受付が完了した旨を通知する。その他、以下を行うことができる。 ● 提出内容に不備がある場合に申請者に差し戻す ● 受付完了又は差戻しの通知時に、受付結果のコメントの記入やファイルを添付する

「電子申請・届出システム」自治体の利用開始時期意向調査(2024年11月時点)

	利用開始時期	第一期(令和4 年度下半期)	第二期(令和5 年度上半期)	第三期(令和5 年度下半期)	第四期(令和6 年度上半期)	第五期(令和6 年度下半期)	第六期(令和7 年度上半期)	第七期(令和7 年度下半期)	回答数合計	総計
	都道府県	2	5	14	11	12	1	2	47	47
	印起州东	4.3%	10.6%	29.8%	23.4%	25.5%	2.1%	4.3%	100.0%	47
	指定都市	4	3	2	4	7	0	0	20	20
	日だ却中	20.0%	15.0%	10.0%	20.0%	35.0%	0.0%	0.0%	100.0%	20
/	特別区	1	3	4	8	7	0	0	23	23
	14771122	4.3%	13.0%	17.4%	34.8%	30.4%	0.0%	0.0%	100.0%	20
	中核市	2	5	15	15	18	3	4	62	62
	イタリ	3.2%	8.1%	24.2%	24.2%	29.0%	4.8%	6.5%	100.0%	02
	市	15	45	107	110	316	55	62	710	
	112	2.1%	6.3%	15.1%	15.5%	44.5%	7.7%	8.7%	100.0%	710
	うち一部事務組	0	3	10	13	23	0	13	62	
	町村	4	15	110	95	413	127	162	926	
	#111	0.4%	1.6%	11.9%	10.3%	44.6%	13.7%	17.5%	100.0%	926
	うち一部事務組	0	4	58	8	57	4	28	159	
	回答数合計	28	76	252	243	773	186	230	1788	1788
	四日双口町	1.6%	4.3%	14.1%	13.6%	43.2%	10.4%	12.9%	100.0%	1700
	利用即松吐地	第一期(令和4	第二期(令和5	第三期(令和5	第四期(令和6	第五期(令和6	第六期(令和7	第七期(令和7	回答数合計	
	利用開始時期	年度下半期)	年度上半期)	年度下半期)	年度上半期)	年度下半期)	年度上半期)	年度下半期)	凹合致古訂	
	一部事務組合等	0	1	4	5	19	7	5	41	•
										•

都道府県ごとの利用開始時期意向調査 (2024年11月時点)

利用開始 時期			第三期(令和5 年度下半期)		第五期(令和6 年度下半期)	8六期(令和7 年度上半期)		回答数合計
01北海道	1	0	18	7	92	17	45	180
02青森県	0	1	7	6	19	3		41
03岩手県	1	0	5	3	9	3	13	34
04宮城県	0	1	4	2	21	2	6	36
)5秋田県	0	0	8	7	9	0	2	26
06山形県	3	1	2	10	14	6	(36
07福島県	0	2	5	10	21	- 11	11	60
08茨城県	0	2	9	5	17	5	7	45
09栃木県	0	0	5	6	14	1	(26
10群馬県	0	1	6	4	20	2	6.0	36
11埼玉県	0	8	5	9	28	8	6	64
12千葉県	1	5	4	10	28	5	2	55
13東京都	3	8	11	14	15	3	9	63
14神奈川県	8	3	0	6	11	3	3	34
15新潟県	1	2	2	3	16	6	1	31
16富山県	0	0	2	2	12	0	(16
17石川県	0	- 1	0	6	5	6	2	20
18福井県	0	0	2	1	14	0	1	18
19山梨県	0	0	3	5	8	1	- 11	28
20長野県	0	8	7	10	25	16	12	78
21岐阜県	0	1	2	4	36	0	(43
22静岡県	3	1	9	4	16	3	(36
23愛知県	1	3	4	8	22	6	- 11	55
24三重県	0	1	1	5	13	0	10	30

利用開始時期	第一期(令和4 年度下半期)	第二期(令和5 年度上半期)	第三期(令和5 年度下半期)	第四期(令和6 年度上半期)	第五期(令和6 年度下半期)	第六期(令和7 年度上半期)	第七期(令和7 年度下半期)	回答数合計
25滋賀県	1	2	7	3	4	3	0	20
26京都府	0	1	2	2	17	5	0	27
27大阪府	0	0	0	1	37	3	3	44
28兵庫県	2	4	8	3	12	7	6	42
29奈良県	0	0	0	23	7	6	4	40
30和歌山県	0	0	3	9	15 7	2	2	31
31鳥取県	0	1	1	3	7	4	4	20
32島根県	0	0	0	2	15	3	0	20
33岡山県	0	1	1	0	15	3	8	28
34広島県	2	1	4	0	9	4	4	24
35山口県	0	1	6	1	- 11	1	0	20
36徳島県	0	0	1	2	18	2	2	25
37香川県	0	0	0	5	12	1	0	18
38愛媛県	0	1	8	3	7	2	0	21
39高知県	0	3	3	3	- 11	6	9	35
40福岡県	0	3	37	3	14	- 1	3	61
41佐賀県	0	0	5	2	14	0	0	21
42長崎県	0	3	2	7	6	1	3	22
43熊本県	0	2	2	7	21	6	8	46
44大分県	0	1	2	5	6	3	2	19
45宮崎県	0	3	3	1	9	4	7	27
46鹿児島県	1	0	3	9	19	10	2	44
47沖縄県	0	0	33	2	2	2	3	42
合計	28	76	252	243	773	186	230	1788

^{*} 一部事務組合等の回答は、参加自治体分に反映

利用準備のスケジュール (小美玉市)

	6期(令和7年上半)開始	2024年 ~12月	2025年 1月	2月	3月	4月~
1	利用開始時期設定	自治体で計画化				
2	疎通確認・マスター登録	10/18:対応依頼 10/25〆:疎通確認 11/8〆:マスタ提出等				
3	伴走支援(国))	月1~2回実施予定	
4	自治体によるシステムテス		上旬:開始連絡 中旬:試行実施	月末: テスト終 了		
5	マスタ修正			初旬:本番マス 夕受付		
6	システム本番環境			2月中旬以降:シス 3月下旬:システム		
7	事業所向け本格運用開始					本格システム利用
	本格運用会に向けた自治体 業務改善や周知	自治体にて本	格運用開始に向けた	こ業務改善や周知(_	上記3伴走支援活用予	完 定)

電子申請・届出システムのサポートを営業 する民間企業に関する留意事項

厚生労働省老健局高齢者支援課発出の 2024年10月16日付、11月20日付の事務連絡で注意喚起しています

電子申請・届出システムのサポートについて、厚生労働省担当者 の推薦がある(実際には推薦していない)ような文言や、〇〇市と 関係がある(実際には契約していない)ような文言を入れ込んだ メール等で営業活動をしている民間企業に関する情報提供がありま した。

厚生労働省としては、本件企業に対して一切情報提供を行って おりません。また、本年4月には本件企業の社名やロゴマーク、 ドメイン等が当省のものと酷似しており、誤解を招きかねない ことを懸念する旨、直接申し入れしております。

ご留意くださいますようお願いいたします。

厚労省の「電子申請・届出システム」ホー

ムページ

https://mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html



厚労省のこちらのページに「電子申請・届出システム」に関連 する内容が載っています。

【事業者画面】ログイン画面

電子申請・届出システム

お問合せ先・ ヘルブ・ ご利用条件・ 専用窓口

- GビズIDでログインする・

BBIZ GビズIDでログインする

gBiz GビズIDを作成する

※本格運用を開始していない自治体もありますので、事前に申請先自治体に確認をお願いいたします。

○ このページのトップへ

Copyright @ Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

【Point: GビスIDとは?】

・GビスIDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。GビスIDアカウントにより複数の行政サービスを利用できます。 (GビスIDについての問い合わせ先・ https://gbiz-id.go.ip/top/)

(GビスIDについての問い合わせ先: https://gbiz-id.go.jp/top/)
介護サービス事業所が、電子申請・届出システムにログインするためには、GビスIDが必要となります。

※今後、介護事業所番号等を用いて介護事業所単位でログインできるように機能を拡張することを検討しています。

【事業者画面】メニュー画面

メニュー画面では、申請届出の状況確認や、新規指定申請等を行うことができます。



<申請メニュー>

▶ 1.新規指定申請

新規指定申請を行う機能

- 2.変更届出
 - 1.介護保険事業の変更届出

介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能

2.法人情報に係る一括変更届出

複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更の届出を行う機能

■ 3.更新申請

更新申請を行う機能

- ▶ 4.その他
 - 1.再開届出
 - 2.廃止・休止届出
 - 3.指定辞退届出
 - 4.指定を不要とする旨の届出※
 - 5.介護老人保健施設・介護医療院 開設許可事項変更申請※
 - 6.介護老人保健施設・介護医療院 管理者承認申請※
 - 7.介護老人保健施設・介護医療院 広告事項許可申請※
 - 8.指定介護療養型医療施設指定変更申請※

※4から8は居住施設サービスのみ。

■ 5.加算に関する届出

加算に関する届出を行う機能

■ 6.他法制度に基づく申請届出

介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

【事業者画面】新規申請の流れ

新規指定申請を行う場合、「1.新規指定申請」をクリックします。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請先選択>

「申請先選択」、「第1号様式入力」、「付表入力」、「添付書類アップロード」の順に入力し、申請を行います。 まずは「申請先選択」画面で、申請先を入力します。



【事業者画面】新規申請の流れ<第1号様式入力

画面>

「第1号様式入力」画面にて、第1号様式の情報を入力します。

二ュー > 新規指定申請	*#*****	
	株選択 > 節号様式入力 > 付表入力ト	- ップ > 添付書類 アップロード > 確認
申請先選択		
	○○に相談したのち、12月までに テキストテキストテキストテキストテキストテ	
	テキストテキストテキストテキストテキスト	The state of the s
		v
	□申請先に事前相	思している
申請者情報の入力を行ってぐらさい。 ● 申請者情報	申請するサービスをチェックして、「次へ」をクリックしてください。	【Point: 連絡事項の登録】 各指定権者は、申請者向けに表示する、申請に当たって 意事項等を登録できます。
フリガナ ※		
フリガナ※ 名称※		
名称※		
名称※ 主たら事務所の所在地※		

【事業者画面】新規申請の流れ<第1号様式入力

画面>

「第1号様式入力」画面にて、第1号様式の内容を登録します。

ф8	納容									
100		サービス名		ļ						
	第1号	様式の情報入力部分	9 ¦							
1		主たる事業所の所在地	ė	飲養養母		住門	f			
		連絡先		現は香草		FAX	通号		E-MAIL	
中国省省		代表者の概名								
+	ii . i . ete i	(K.o. illustra								
		類の設定】 請対象事業等」で		入力例:1960/01/01						
尺した事	業に応	じて、「付表入力		較更善号		住野	í			
フ」画面 1) <i>に</i> 7	(本訳 付売を	明動画スライドの 編集できます。			1					
-, ,-,	. 13300		\setminus	接定(許可)申請対象事 レ を入力)	運搬信託当事期に		序可)を受けている事業等() 終帯に改当事業に✔あり)	第五 報定((F可)申(年月日	春をする事業等の開始予定	208
		8.50四介8表						入力例:202	21/01/01	付表1
		15間入這小頭		0						付表2
		1373/618								付表3
		制問リハビリテーション								付表4
		居宅库查管理省项		0						付表5
	排定器	通所介護								付表6
	モサービス	道所リハビリテーション								付表7
		短期入所生活介護		0						付表8
		拉斯入州療義介護				0				付表9
		特定施設入居衛生活介護								付表10
指定(非 可)を受		福祉用具資本								付表11

【事業者画面】新規申請の流れ<第1号様式入力

画面>

様式入力画面にて、第1号様式の内容を登録します。

する事業 で・施設性	介練老人描述她說			付表13
OMETO NATIO	CARRY CAMPETTO			付表14
第1号	様式の情報入力部分	0		付表16
	介繪予執法閱入治介繪			付表2
	介護予防助間介護	0		付表3
	介護予防助間リハビリテーション			付表4
	介護予助居宅療養管理指導			付表6
	介護予防道所リハビリテーション			付表7
	介體予助短期入所生活介體			付表8
	介護予防短期入所療養介護			付表9
	介護予防特定施設入居者生活介護			付表10
	介牌予防福祉用具设布			付表11
	介護予防福祉用馬袋等			付表12
) 横探快事業所值	15		(すで:指定刃は許可を受けている	明 会)
E原規関コード等			(「解除医療機関として指定を動けて)	心場合〉

【事業者画面】新規申請の流れ<付表入力トップ画面>

「付表入力トップ」画面では、「第1号様式入力」画面で入力した「指定(許可)申請対象事業等」の事業に応じて、入力対象の付表が表示されます。



【事業者画面】新規申請の流れ<付表入力画面>

「付表入力」画面では、「第1号様式入力」画面同様に、付表の入力画面が表示され、情報を入力できます。



【事業者画面】新規申請の流れ<付表入力画面>

「付表入力」画面では、様式入力画面同様、付表の入力画面が表示され、情報を入力できます。

STATE OF STREET, STATE OF			1555	心無所等	
従某員の収穫・員致					
	物動(人)				
	非常數(人)				
	常動換算後の人数(人)				
利用者の推定数(人)					
	フリガナ			動便能等	
	5.6		住所		
サービス提供責任者	フリガナ			郵便备号	
第4早様世	の情報入力部分		往所		
が	業所所在地以外の場所で一部	実施する場合			
	フリガナ				
\$.M.79	フリガナ	郵便要号			
李某所	フリガナ 氏名	新便者号 電話者号 E-MAL			トップ」画面に移動し

【事業者画面】新規申請の流れ<付表入力画面>

すべての付表情報を入力後に「次へ」を押し、「添付書類アップロード」画面に移動します。



【事業者画面】新規申請の流れ<添付書類アップロード画面>

添付書類アップロード画面では、各付表の提出に当たって必要となる書類をアップロードできます。



【事業者画面】新規申請の流れ<付表トップ画

面>

すべての付表情報を入力後に「次へ」を押すと、添付書類アップロード画面に移動します。

	• 118	9						
L. 40001-88-	7 EP 11 (B) 855	Washington.		力能を	MARKADON O		84	
nt: 加算に関す 申請等の提出と「				9480	参照 ファイルが選択されていませ	hon	Ziffin	
書類や、他法制度			NW-NA	参考銀行2	参照 ファイルが選択されていませ	ha	Nistra	
たい場合には、それ		電子データ		948(0)	伊佐 ファイルが選択されていませ	hon	Ziffin	
て、併せて提出でき	きます。			中年銀代 I	参照 ファイルが選択されていませ	hoe	ZORNA	
		anus		中年銀灯 5	参照 ファイルが選択されていませ	ho	Ziffer	
	4	плар сописия	1550:0F5000000	94851	参照 ファイルが選択されていませ	ho.	Ziffing	
	起入例	明日事業別談(1)~(V)	(195周出身(1970年8月70)	明定事業別提(1)~	OV)に係る描述者(計問と博事業所) pff	WEBSTEE	1)の概治者を指出、たします。	
	-	に関する届出書類アッ する届出所連書時は、1	ップロード ボアミアップロードしてください					
	起入例	報定事業短貨(1)~(N)	(195周出唐(1950) (日本東市)	州北事業地震(1)~	のりに係り報出書(別問り領事業門) pd	WEBSTEE	1)の報出書を提出、たします。	
	1			参照 ファイル	が最終されていません。			NEW
	2			参照 ファイル	が温吹されていません。			100
	+18.70							
		・制度に基づく届出書き (さい)外の(さ利度に基づ	♥アップロード <届出書時は、以下にアッカ	コードしてください。				
		819 (31)		アップロードファイル		3504		HER
	配入例	在人居宅生出北州事業 物	116	在人居宅主正北京事	東切に従っさ	を人間を生まます。 出いたします。	事業を関したく、近けの関ル場を提	
	. 1		A	参照 ファイル	が選択されていません。			100
	2			参照 ファイル	が選択されていません。			800
	+1870							
							必要な	
			一時保	存	次へ	戻る	押し、「1	推46]四

【事業者画面】新規申請の流れ<確認画面>

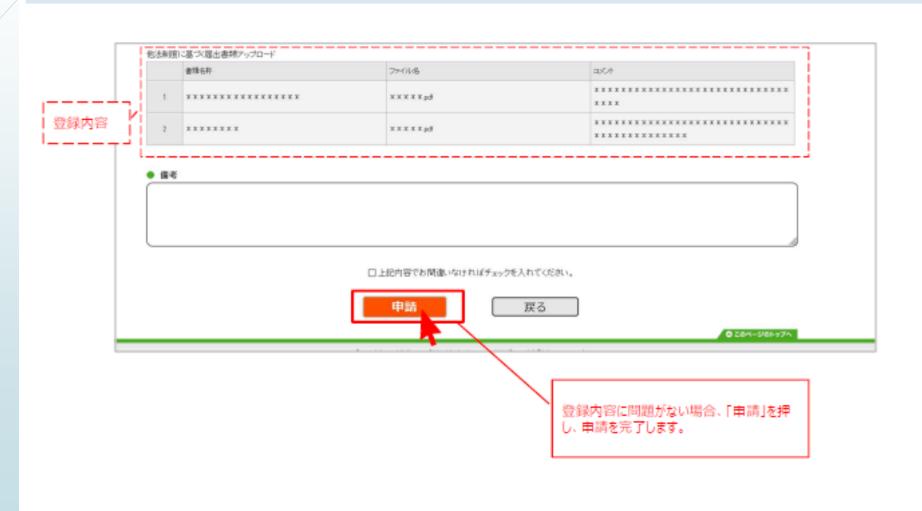
「確認」画面で、登録した様式・付表・添付書類を確認します。

	電子申請·届	出システム			· 1	お聞合せ来 多つルズ チューザ接続 ④	ご利用条件 (*) ログアウト
	<u> 3000</u> > 新規設的申請						
		申請先選択	> 第1号様式入	カ > 付表入力ト	ップ > 活作	付書類 アップロード > 確認	
	申請情報確認	2					
	申請内容を確認して	申請ポタンを押してください。					
	● 第一号模式						
	フリボナie		*****				
	名称■		*****				
	主たる事務所の所在地		*****		******		
	連絡汽車		*****				
	代表金の勘名		******	• • •			
	代表書の氏名●		*****				
	代表者の生年月日新		******	· • · • • • • • • • • • • • • •			
容が表示	され、確認ができます	ī	******				

		常門の所在地	新世齡年	******		***************************************	****
	4155 dr	284575	用設置作	******	FAII勝号	* * * * * * * · 5-W4L	******
		代表者の報名	******	**			
		代表書の近名	*****				
		代表者の生年月日	******				

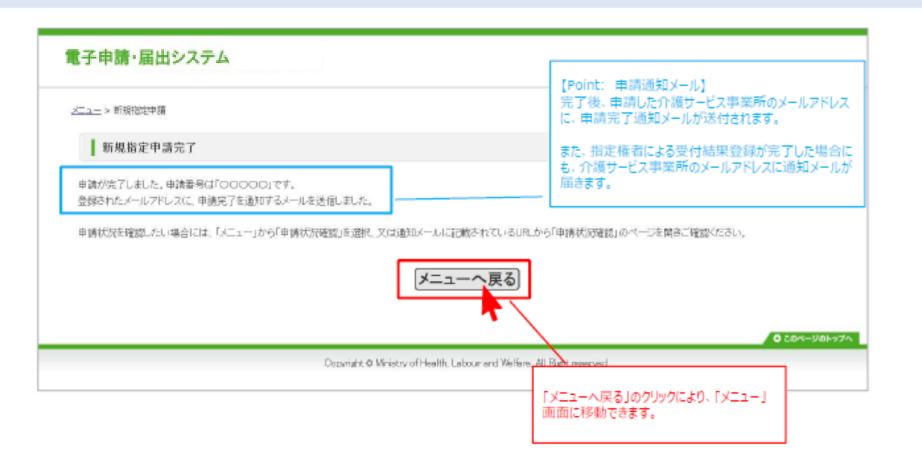
【事業者画面】新規申請の流れ<確認画面>

登録内容に問題がない場合、「申請」を押し、申請します。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請完了画面>

申請完了後、介護サービス事業所が登録したメールアドレスに申請完了通知メールが送付されます。 また、指定権者による受付結果登録が完了した場合にも、介護サービス事業所のメールアドレスに通知メールが届きます。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請届出状況確認画面>

「1. 申請届出状況確認」で、登録した申請・届出の受付状況の確認することができます。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請届出状況

確認画面>

「申請届出状況確認」画面では、過去に登録を行った申請・届出が一覧形式で表示されます。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請詳細確認

画面>

「申請詳細確認」画面にて、登録した様式・付表・添付書類を確認できます。



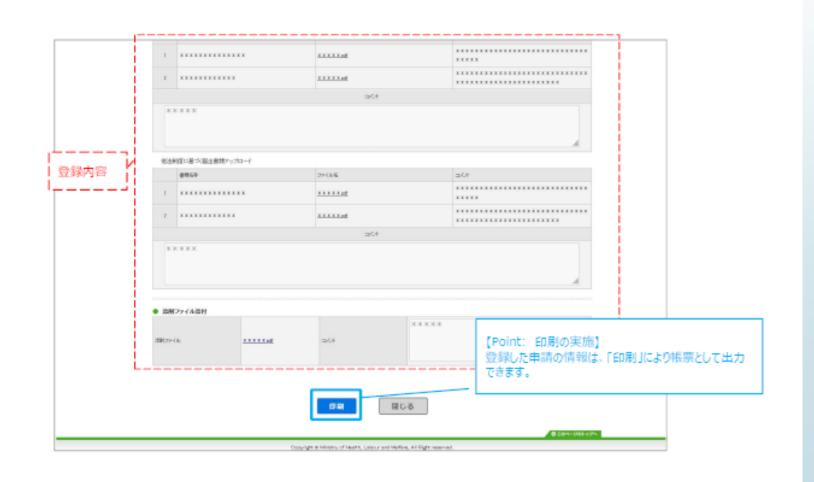
【Point: 指定権者からのコメントの参照】 指定権者による受付結果があれば、コメントで表示されます。

れば、コメントで表示されます。 差し戻しされている場合には、 このコメントを参照して、再申請 することになります。

【事業者画面】新規申請の流れ<申請詳細確認

画面>

「申請詳細確認」画面にて、登録した様式・付表・添付書類を確認できます。



【事業者画面】新規申請の流れ<申請詳細確認

画面>

「申請詳細確認」画面にて、登録した様式・付表・添付書類を確認できます。

これで、介護サービス事業所の新規指定申請の操作の流れの説明は終了です。 更新申請や変更届出等の他の申請・届出についても、操作の流れは同様となります。

画面イメージの詳細を確認したい場合は、別添2「画面イメージ図」をご参照ください。

ESERTAL .	361		【Point: 印刷の実施】 登録した申請の情報は、「印刷」により報票として出力
			□ 登録がた申請の情報は、「印刷」により報票として出力
			
	2040	MCG	
			© Date and a Pro
		DA .	野類 頭じる